

# ハローワーク

10 月 内容

# REPORT

ハローワークレポート

10月の有効求人倍率は1.25倍となり、前年同月比0.25ポイント下回った。(8か月連続で前年同月を下回った。)

新規求職申込件数は前年同月比4.1%減少し、月間有効求職者数は0.6%増加した。  
また、新規求人数は前年同月比9.0%減少し、月間有効求人数は16.2%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釧路	5年度	1.11 (▲0.17)	1.07 (▲0.21)	1.12 (▲0.24)	1.20 (▲0.26)	1.20 (▲0.25)	1.18 (▲0.30)	1.25 (▲0.25)					
	4年度	1.28 (0.10)	1.28 (0.01)	1.36 (0.03)	1.46 (0.03)	1.45 (0.09)	1.48 (0.18)	1.50 (0.19)	1.54 (0.15)	1.59 (0.16)	1.54 (0.12)	1.44 (0.00)	1.28 (▲0.09)
北海道	5年度	0.97 (▲0.03)	0.95 (▲0.05)	0.97 (▲0.07)	1.00 (▲0.10)	1.01 (▲0.11)	1.01 (▲0.15)	1.02 (▲0.14)					
	4年度	1.00 (0.09)	1.00 (0.07)	1.04 (0.08)	1.10 (0.11)	1.12 (0.15)	1.16 (0.18)	1.16 (0.16)	1.19 (0.17)	1.17 (0.15)	1.11 (0.11)	1.08 (0.06)	1.05 (0.02)
全 国	5年度	1.13 (0.07)	1.10 (0.04)	1.12 (0.03)	1.15 (0.00)	1.17 (▲0.01)	1.18 (▲0.02)	1.19 (▲0.04)					
	4年度	1.06 (0.11)	1.06 (0.12)	1.09 (0.12)	1.15 (0.13)	1.18 (0.15)	1.20 (0.15)	1.23 (0.17)	1.27 (0.17)	1.31 (0.17)	1.29 (0.15)	1.27 (0.13)	1.22 (0.09)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用  
2. 下段( )内は、対前年増減

## 【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	613	639	▲ 4.1	5,134	5,199	▲ 1.3
B 月間有効求職者数	2,896	2,879	0.6	21,449	21,911	▲ 2.1
C 新規求人数	1,379	1,516	▲ 9.0	8,858	10,770	▲ 17.8
D 月間有効求人数	3,607	4,305	▲ 16.2	24,841	30,584	▲ 18.8
E 紹介件数	462	504	▲ 8.3	3,610	3,800	▲ 5.0
F 就職件数	229	208	10.1	1,503	1,626	▲ 7.6
G 月間有効求人倍率(D/B)	1.25	1.50	▲ 0.25	1.16	1.40	▲ 0.24

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
<b>産 業 計</b>	1,379	1,516	▲ 9.0	8,858	10,770	▲ 17.8
A B 農・林・漁業	20	19	5.3	117	174	▲ 32.8
C 鉱業、採石業	1	1	0.0	20	20	0.0
D 建設業	141	156	▲ 9.6	1,053	1,409	▲ 25.3
E 製造業	116	112	3.6	637	836	▲ 23.8
(09食料品製造業)	(69)	(76)	(▲ 9.2)	(382)	(525)	(▲ 27.2)
(12木材・木製品製造業)	(3)	(2)	(50.0)	(31)	(40)	(▲ 22.5)
G 情報通信業	7	14	▲ 50.0	90	110	▲ 18.2
H 運輸業、郵便業	63	90	▲ 30.0	519	596	▲ 12.9
I 卸売・小売業	134	174	▲ 23.0	910	1,198	▲ 24.0
(56～61小売業)	(116)	(145)	(▲ 20.0)	(805)	(992)	(▲ 18.9)
M 宿泊業、飲食サービス業	96	92	4.3	463	720	▲ 35.7
(76飲食業)	(30)	(39)	(▲ 23.1)	(201)	(383)	(▲ 47.5)
P 医療・福祉	550	576	▲ 4.5	3,324	3,592	▲ 7.5
(83医療業)	(192)	(180)	(6.7)	(1,229)	(1,142)	(7.6)
(85社会保険・社会福祉・介護事業)	(356)	(394)	(▲ 9.6)	(2,089)	(2,440)	(▲ 14.4)
R サービス業(他に分類されないもの)	118	93	26.9	762	973	▲ 21.7

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	613	639	▲ 4.1	5,134	5,199	▲ 1.3
44歳以下	265	307	▲ 13.7	2,229	2,418	▲ 7.8
29歳以下	113	113	0.0	999	1,007	▲ 0.8
45歳以上	348	332	4.8	2,905	2,781	4.5
55歳以上	198	227	▲ 12.8	1,815	1,737	4.5
新規求職者のうち離職者	388	400	▲ 3.0	3,255	3,312	▲ 1.7
事業主都合離職者	90	95	▲ 5.3	798	854	▲ 6.6

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比		
適用事業所数	4,438	4,476	▲ 0.8	-	-	-		
資格取得者数(全数)	754	691	9.1	7,653	7,930	▲ 3.5		
一般被保険者	640	588	8.8	5,651	5,851	▲ 3.4		
高年齢被保険者	77	69	11.6	487	410	18.8		
短期特例被保険者	37	34	8.8	1,515	1,669	▲ 9.2		
資格喪失者数(全数)	843	943	▲ 10.6	6,290	6,690	▲ 6.0		
一般被保険者	703	760	▲ 7.5	5,195	5,552	▲ 6.4		
うち事業主都合	32	43	▲ 25.6	285	281	1.4		
高年齢被保険者	99	136	▲ 27.2	855	836	2.3		
短期特例被保険者	41	47	▲ 12.8	240	302	▲ 20.5		
被保険者数(全数)	56,224	56,871	▲ 1.1	-	-	-		
一般被保険者	48,467	49,246	▲ 1.6	-	-	-		
高年齢被保険者	6,340	6,045	4.9	-	-	-		
短期特例被保険者	1,417	1,580	▲ 10.3	-	-	-		
求職者給付	基本手当(基本分)	受給資格決定件数	211	165	27.9	1,670	1,615	3.4
		受給者実人員	841	766	9.8	5,970	5,971	0.0
		支給金額	99,770	88,799	12.4	710,554	765,892	▲ 7.2
	短期特例一時金受給者数	4	2	100.0	444	577	▲ 23.1	
	高年齢給付受給者数	49	67	▲ 26.9	550	530	3.8	
	再就職手当	支給人員	71	60	18.3	395	387	2.1
支給金額		24,068	22,542	6.8	154,527	153,250	0.8	

(注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29,1,1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

【高齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	198	227	▲ 12.8	1,815	1,737	4.5
60～64歳	53	65	▲ 18.5	523	513	1.9
65歳以上	88	109	▲ 19.3	839	806	4.1
月間有効求職者数	993	948	4.7	7,711	7,465	3.3
60～64歳	369	341	8.2	2,751	2,636	4.4
65歳以上	313	344	▲ 9.0	2,882	2,796	3.1
紹介件数	139	140	▲ 0.7	1,022	1,050	▲ 2.7
60～64歳	44	47	▲ 6.4	350	356	▲ 1.7
65歳以上	37	48	▲ 22.9	286	321	▲ 10.9
就職件数	62	56	10.7	417	451	▲ 7.5
60～64歳	20	24	▲ 16.7	143	154	▲ 7.1
65歳以上	18	13	38.5	139	136	2.2

(注) 高齢者:55歳以上、パートを含む常用

【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	37	26	42.3	340	279	21.9
紹介件数	24	29	▲ 17.2	235	199	18.1
就職件数	20	17	17.6	152	147	3.4

10月 末現在 登録者数	合 計				
	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
	1,866	523	581	633	129
有効求職者	164	51	28	73	12
就業者	1,459	399	492	471	97
保留中の者	243	73	61	89	20

【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区 分	令和5年 10月	令和4年 10月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	216	266	▲ 18.8	2,033	2,050	▲ 0.8
月間有効求職者数	1,088	1,155	▲ 5.8	8,555	8,440	1.4
新規求人数	469	476	▲ 1.5	2,635	3,367	▲ 21.7
月間有効求人数	1,078	1,351	▲ 20.2	7,111	9,231	▲ 23.0
紹介件数	155	170	▲ 8.8	1,080	1,043	3.5
就職件数	89	72	23.6	567	542	4.6
月間有効求人倍率	0.99	1.17	▲ 0.18	0.83	1.09	▲ 0.26

(注) 常用的パート

【完全失業率の推移】

区 分	4年				5年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
北海道			2.7		2.6				3.2			2.8	
			(3.0)		(3.1)				(3.7)			(3.1)	
全 国	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.6

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」]

2 ( )内は前年同期。

# 道東地域の経済概況

(日銀釧路支店金融経済概況抜粋「11月22日公表」)

道東地域の景気は、持ち直している。

すなわち、公共投資は、緩やかに持ち直している。設備投資は、横ばい圏内で推移している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、全体としては持ち直している。生産は、減少している。労働需給は、引き締まっている。

先行きについては、原材料コストの動向や、企業の賃金・価格設定行動が管内の経済活動全般に及ぼす影響を注視していく。

公共投資は、緩やかに持ち直している。  
公共工事請負金額は、前年を上回った。

設備投資は、横ばい圏内で推移している。  
道東地域の9月短観における2023年度設備投資計画は、前年を下回っている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。  
新設住宅着工戸数は、貸家が前年を上回り、持家、分譲が前年を下回った。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、全体としては持ち直している。  
主要小売店売上高は、前年を上回った。  
耐久消費財をみると、乗用車新車登録台数(含む軽)は、普通・小型乗用車、軽乗用車ともに前年を上回り、全体でも前年を上回った。家電販売は、緩やかに持ち直している。

旅行・観光関連をみると、主要温泉地の宿泊人数、市内ホテルの宿泊人数は、持ち直している。空港乗降客数は、持ち直している。

生産は、減少している。  
主要生産品目別にみると、乳製品、水産加工品ともに、減少している。

企業倒産  
企業倒産は、倒産件数、負債総額ともに前年を上回った。

## 雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計10月分)

当月の新規求職申込件数は613人で前年同月比4.1%(26人)減少し、2か月連続で前年同月を下回った。月間有効求職者数は2,896人で前年同月比0.6%(17人)増加し、3か月連続で前年同月を上回った。

また、新規求人数は1,379人で前年同月比9.0%(137人)減少し、9か月連続で前年同月を下回った。月間有効求人数は3,607人で前年同月比16.2%(698人)減少し、12か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は1.25倍となり、8か月連続で前年同月を下回った。

新規求人数を主な産業別でみると、増加となったのは、「農林漁業」5.3%(1人)、「製造業」3.6%(4人)、「宿泊業、飲食サービス業」4.3%(4人)、「サービス業」26.9%(25人)となった。減少となったのは、「建設業」9.6%(15人)、「情報通信業」50.0%(7人)、「運輸業、郵便業」30.0%(27人)、「卸売業、小売業」23.0%(40人)、「医療、福祉」4.5%(26人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比でみると、常用は910人と12.5%(130人)減少し、パートは469人と1.5%(7人)減少した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は34.0%となり、2.6pの増加となった。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や  
 厚生労働省ホームページ  
 もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の 締結時と更新時	2. <b>更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容</b> 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ</b> 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. <b>無期転換申込機会</b> 4. <b>無期転換後の労働条件</b> 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。



# 労働条件明示の制度改正のポイント

## 全ての労働者に対する明示事項

1

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

2

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**(更新上限の新設・短縮をする**前**のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
  - ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
  - ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
  - ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
- (注) 無期転換ルール適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (②)
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 (③)



(2023年10月)